

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年11月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月24日（水）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 新館3階 305会議室
- 3 議 事
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（3件）
報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専
決処理）」⇒承認（2件）
議案第38号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（8件）
議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第42号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当
- 4 出席委員（14名）
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦 8番・丸尾信夫
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
4番・福田 修 委員 5番・坂本英正 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和3年11月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長 高橋 が開会のご挨拶を
申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番・福田修委員、5番・坂本英正委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第17号・第18号及び議案第38号～第42号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町草谷字池ノ首

地 目： 田

面 積： 3, 6 6 2 m²

賃貸人： 地元所有者

賃借人： 地元農業者

設定された権利： 利用集積

解約理由： 耕作者を変更するため

解約届出日： 令和3年10月22日

解約成立日：令和3年10月21日

土地引渡時期：令和3年10月21日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町北山字上ノ馬場

地目：田

面積：1,965㎡

賃貸人：町内所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：利用集積

解約理由：賃借人に譲渡するため

解約届出日：令和3年10月25日

解約成立日：令和3年10月15日

土地引渡時期：令和3年10月31日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町印南字西場	畑	2,475㎡
	畑	2,995㎡
	畑	3,208㎡
	畑	723㎡
4筆合計		9,401㎡

賃貸人：町外在住所有者

賃借人：町外在住農業者

設定された権利：利用集積

解約理由：賃借人が農業を辞めるため

解約届出日：令和3年11月11日

解約成立日：令和3年12月31日

土地引渡時期：令和3年12月31日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国北一丁目 (国岡3丁目交差点西方)

地目：田 (現況 畑)

転用面積：282㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：県外所有者

譲受人：町外在住者2名

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成工事完了後、住宅を建築する。雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水道に接続。

専決処理：令和3年11月5日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権の設定を行う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年11月5日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町六分一字相ノ山 (相ノ山交差点東方)

地目：田 (現況 畑)

転用面積：211㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅

土地利用計画：造成工事完了後、住宅を建築する。雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水道に接続。

専決処理：令和3年11月15日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年11月15日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第38号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中一色字鈍々岡	畑（公衆用道路）	33㎡
	黒岡田（進入路）	36㎡
	（西和田集落内）	2筆合計 69㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：番は50年以上前より町道の、番は50年以上前より進入路の一部となっている。平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は本川委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響について、問題はないとの報告がありました。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和3年11月18日13時30分から16時30分までの間、4番・福田修農地担当副会長、2番・福田正人委員、9番・久保敬治委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

2番・福田正人委員：番は道路、番は進入路になって20年以上経っており、現状において周辺の農地や道路への影響はなく、承認しても問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご

ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定
します。

議長： それでは、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。申請件数は8件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字五軒屋西 (加古大池南方)

地 目： 田

面 積： 6 3 7 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック等 各1台

栽培作物： 水稻、野菜。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま
す。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。許可しても問題ないとの報告
をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・福田正人委員： 申請地は、申請人が所有する農地と隣接しており、一
体利用でキャベツ・ブロッコリーが栽培されていました。譲受人は熱
心な農業者で、申請地はこれまでも譲受人が栽培管理を行ってきました
ので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご
ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定

します。

次に、「番号2」「番号3」及び「番号4」は、譲受人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号2」「番号3」及び「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町中一色字青の井 (中一色集落中間)

地 目： 田

面 積： 4 6 9 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 大規模農家兼法人役員

農機具： トラクター・田植機2台・バインダー・トラック等

栽培作物： 水稻、野菜、果樹。

「番号3」

所 在： 稲美町中一色字青の井 (中一色集落中間)

地 目： 田

面 積： 8 5 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人・農機具・栽培作物は「番号2」と同じ。

「番号4」

所 在： 稲美町中一色字青の井 田 4 1 7 m²

宮ノ上 畑 1, 0 1 9 m²

(中一色集落中間、公民館西) 2筆合計 1, 4 3 6 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人・農機具・栽培作物は「番号2」と同じ。

議長： 「番号2」「番号3」及び「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」「番号3」及び「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・久保委員： 申請人は町内で大規模に農業をされていますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」「番号3」及び「番号4」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号2」「番号3」及び「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在： 稲美町中一色字鈍々岡 畑 153㎡

田 1,781㎡

(西和田集落南、凱旋池西) 2筆合計 1,934㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 亡相続人相続財産管理人

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・籾摺り機・乾燥機・軽トラック

栽培作物： 水稻、野菜。

議長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・久保委員： 譲受人は熱心な大規模農家で、申請地の一部はこれまでも譲受人が栽培管理を行ってきましたので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に5番・坂本英正委員が該当しますので、坂本委員の退席を求めます。

(坂本委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所在：稲美町北山字上ノ馬場 (天井池跡南)

地目：田

面積：1,965㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町内所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・草刈機・軽トラック等

栽培作物：水稻。賃貸借を解約して譲り受けるため、耕作管理状況に変更なし

議長： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・久保委員： 申請地はこれまでも譲受人が栽培管理を行ってきましたので、耕作状況に変化はありません。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(除斥の委員を除く全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり承認することに決定します。

退席中の8番・坂本委員は自席にお戻りください。

(坂本委員、席に戻る)

次に、「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号7」

所 在：稲美町中一色字田中 (中一色集落内)

地 目：田

面 積：99 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・管理機等 確保済

栽培作物：水稻・野菜類・芋類・豆類

議 長： 「番号7」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号7」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・福田修委員： 譲受人は熱心な農業者で、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号7」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号8」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号8」

所 在：稲美町和田字鳥ハミ (加古川市境)

地 目：田

面 積：2,005 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：農家兼法人役員

農機具：トラクター２台・田植機・コンバイン・農用自動車等

栽培作物：果樹・水稻。

議長： 「番号８」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は上田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号８」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

４番・福田修委員： 譲受人は町内で果樹を栽培している農業者で、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号８」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第40号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は１件です。

「番号１」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号１」

所 在：稲美町国岡字大割	田（宅地）	1 6 6 m ²
	田（宅地）	1 2 2 m ²
（満溜池南）２筆合計		2 8 8 m ²

申請人：地元農家

転用目的：農業用倉庫・農家住宅

土地利用計画： 申請地西側、北側は道路。東と申請地に接する農地は申請者の所有。南側の申請地は昭和５１年農業用倉庫を新築した際敷地の一部に使用、昭和５６年ごろ前栽をつくり住宅用地として利用。北側の申請地は昭和６３年に農家住宅を増築、平成２年ごろ北側から出入りできるよう整地し、住宅用地となった。始末書添付。

議長： 「番号１」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。転用による農業用水・排水、

道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 現状において周辺の農地や道路への影響はなく、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 4件

申請筆数： 6筆

申請面積： 9, 742㎡

「明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 4件

申請筆数： 6筆

申請面積： 9, 742㎡

借受理由：経営規模拡大 3件

貸付理由：高齢により耕作できない 2件

兼業による労力不足 2件

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査依頼した借受人につきましては問題ないとの報告をいただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第42号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 1番・山本恵洋委員 が該当しますので、山本委員の退席を求めます。

(山本委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

農業経営改善計画の概要

「1」No.202110-01

申請者： 法人営農組合（更新）

計画内容： 大麦、白大豆の作付面積 収量増、所有地取得、農業用機械（コンバイン・乗用管理機・トラクター・自走草刈機・ドローン）取得、若手をオペレーターとして取り込み、高齢者への負担を減らすなど

議長： 委員方でご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「農業経営改善計画」について、計画が適当と判断される委員の挙手を求めます。

(除斥の委員を除く全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「農業経営改善計画」について「適当である」と報告することに決定します。

退席中の 1番・山本委員 は自席にお戻りください。

(山本委員、席に戻る)

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和3年11月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年11月24日

議長 高橋 秀一

委員 福田 修

委員 坂本 英正